

第6 変更届の提出書類(給付費関係の変更の場合))

①福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算等については、別に年度ごとに届出をする必要があります

②表に記載の加算は、原則、請求にあたり事前に県への届出が必要な加算です。算定にあたっての要件概要は厚生労働省及びこども家庭庁の通知によりご確認ください。

◎訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の各加算要件を満たす	別紙3 各要件についての根拠資料	
緊急時対応加算	・利用者等からの要請で、計画で訪問することとなっていない居宅介護を緊急で行った場合 ・市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを届け出た事業所についてはさらに加算を算定する	別紙81 地域生活支援拠点等として位置づけられていることが分かる書類(必要に応じて)	要請のあった時間、内容、提供時刻、緊急対応加算の対象である旨を記載する

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎療養介護

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-3):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
人員配置体制加算	(Ⅰ)常勤換算で「1.7:1」 (Ⅱ)常勤換算で「2.5:1」	別紙5-1 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	(Ⅰ)は経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合に算定可能 (Ⅱ)は療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している場合に算定可能

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎生活介護

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
医師未配置減算	看護師等により利用者の健康状態が把握され、通院等により対応が可能であること	別紙36 看護師免許の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表	対応可能な職員の配置状況
サービス管理責任者配置等加算	・共生型生活介護事業所であること ・サービス管理責任者を1名以上配置していること ・地域に貢献する活動を行っていること	別紙44 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	
人員配置体制加算	(Ⅰ)常勤換算で「1.5:1」かつ区分5・6が60%以上 (Ⅱ)常勤換算で「1.7:1」かつ区分5・6が60%以上 (Ⅲ)常勤換算で「2:1」かつ区分5・6が50%以上 (Ⅳ)常勤換算で「2.5:1」	別紙5-2 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	多機能型は、サービス毎の定員区分で算定する
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・生活介護に限り、(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合であっても、(Ⅲ)を算定することができる
常勤看護職員等配置加算	常勤換算で1以上の看護職員を配置している場合に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数について加算	別紙20 看護師免許等の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	看護職員:看護師、准看護師、保健師 単位毎に必要
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している (Ⅱ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	

重度障害者支援加算	(Ⅰ)人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算で3人以上の場合に限る)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に算定 (Ⅱ)下記の要件全てを満たした上で、区分6以上かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者を支援した場合に算定 ・基準人員(人員配置体制加算により配置すべき人員含む)に加えて、必要と認められる数の人員を加配していること ・サービス管理責任者もしくは生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であること ・生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であること (Ⅲ)(Ⅱ)の要件全てを満たした上で、区分4以上かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者を支援した場合に算定	別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 別紙37-4((Ⅱ)(Ⅲ)のみ) 研修修了証の写し((Ⅱ)(Ⅲ)のみ) (受講予定者は、受講計画の写し)	
リハビリテーション加算	(Ⅰ)以下の要件を全て満たし、頸椎損傷による四肢の麻痺等の状態にある障害者に対して支援をした場合 (Ⅱ)以下の要件を全て満たし、(Ⅰ)以外の障害者に対して支援をした場合 ①医師、理学療法士等が共同して、利用者毎の実施計画を作成 ②実施計画に従い支援を行い、利用者の状態を定期的に記録する ③2週間～3月毎に、実施計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行う ④職員に対し、リハビリテーションの観点から、留意事項や介護の工夫等の伝達を行う	別紙10	リハビリテーション実施計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、それをもって作成に代えることができる
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業者もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	(例外) ・要望が反映できる契約になっているか ・配達されてから配膳するまでの衛生管理
延長支援加算	所要時間8時間以上9時間未満の前後の時間(延長時間帯)において、日常生活上の世話をを行った場合に、1日の所要時間に応じて加算	別紙11 個別支援計画書の写し 運営規程	個別支援計画書に、延長支援についての記載があるか
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当 送迎(重度) 区分5・6、又はそれに準ずる者が60%以上	別紙12-1	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
就労移行支援体制加算	サービスを受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者が、前年度において1人以上いること	別紙50 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	
入浴支援加算	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合に加算	別紙84-1	
栄養改善加算	下記要件全てを満たした上で、低栄養又は過栄養状態にある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合に加算 ・管理栄養士を1名以上配置していること ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して利用者ごとに栄養ケア計画を策定していること ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて居宅に訪問し管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、栄養状態を定期的に記録していること ・栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること	別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 管理栄養士の資格証 栄養ケア計画書	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎短期入所

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬： 福祉型強化短期入所サービス費	看護職員を常勤で1人以上配置し、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者を受け入れた場合	別記様式第5号：勤務形態一覧表	共生型の場合も同様
福祉専門職員配置等加算	(共生型のみ) 地域に貢献する活動を行い、かつ従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が下記以上であること (1)35% (2)25%	別記様式第5号：勤務形態一覧表 資格証の写し 地域に貢献する活動の内容が分かる書類 (任意様式)	共生型のみ
地域生活支援拠点等	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること	地域生活支援拠点等であることがわかる書類	共生型の場合も同様
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置すること (定員超過利用減算又は人員欠如減算算定中は算定不可)	別紙20	
重度障害者支援加算	(Ⅰ)区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 (Ⅱ)区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合	別紙37-2 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し) 別記様式第5号：勤務形態一覧表	
単独型加算	単独型事業所において、指定短期入所を行う (加算)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)・(Ⅳ)又は福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、18時間を超えて支援を行った場合	別記様式第9号	
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う (1時間未満) (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う (1時間以上2時間未満) (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う (2時間以上) (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う (4時間未満：人数によって単位変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う (4時間以上：人数によって単位変動) (Ⅵ)看護職員を訪問させ、高度な医療ケアが必要な利用者に対し看護を行う (8時間以上：人数によって単位変動) (Ⅶ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅷ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う (Ⅸ)事業所に看護師を配置し、利用者に対する日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備する	(Ⅸ)を算定する場合のみ 別紙35 看護師免許又は契約書等の写し 重度化した場合の対応に関する指針	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること ・医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない
栄養士配置加算	(Ⅰ)常勤の(管理)栄養士が適切な食事管理を行う (Ⅱ)(管理)栄養士が適切な食事管理を行う	別紙14 (管理)栄養士資格証の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表	・別記様式第5号から、(管理)栄養士の勤務形態を確認する ・医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業者もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	1日に複数回の食事提供を行っても、加算の算定は1回のみ
送迎加算	居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行う	別紙12	・送迎の記録を整備すること ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
日中活動支援加算	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、日中活動実施計画に基づき指定短期入所を行う場合に算定	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画 日中活動実施計画	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎重度障害者等包括支援

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
送迎加算	(短期入所を提供する場合のみ) 居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行う	別紙12	・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
地域生活移行個別支援特別加算	(共同生活援助を提供する場合のみ) 以下のいずれにも当てはまる ①社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ②支援に関する研修を年1回以上行っていること。 ③保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
精神障害者地域移行特別加算	(共同生活援助を提供する場合のみ) 以下のいずれにも当てはまる ・主たる対象者に精神障害者を含む(運営規程に規定) ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等を1人以上配置 ・精神科病院退院1年以内の利用者(1年以上入院)に対して、有資格者が所定の支援を行う	別紙55 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 運営規程 資格証の写し	
強度行動障害者地域移行特別加算	(共同生活援助を提供する場合のみ) 以下の要件を満たし、入所施設等を退所して1年以内の強度行動障害者が、地域で生活するために必要な支援を行った場合 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1人以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙56	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
夜勤職員配置体制加算	前年度利用者数：40人以下 ＝夜勤2人以上 ：40～60人以下＝夜勤3人以上 ：61人以上 ＝夜勤3人＋α	別紙16 別記様式第5号：勤務形態一覧表	夜勤と宿直を区別する
重度障害者支援加算（Ⅰ）	（体制）以下のいずれにも当てはまる ①医師意見書により該当する者が、利用者の20％以上 ②人員規準で定める人員＋常勤換算1以上の配置 （重度）区分6に該当し、呼吸管理が必要な重症心身障害者が2人以上利用している	別紙4 医師意見書の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表	
重度障害者支援加算（Ⅱ）・ （Ⅲ）	（Ⅱ）下記の要件全てを満たした上で、区分6以上かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者を支援した場合に算定 ・基準人員（人員配置体制加算により配置すべき人員含む）に加えて、必要と認められる数の人員を加配していること ・サービス管理責任者もしくは生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であること ・生活支援員のうち20％以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者であること （Ⅲ）（Ⅱ）の要件全てを満たした上で、区分4以上かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者を支援した場合に算定	別紙37-1 研修修了証の写し （受講予定者は、受講計画の写し） 別記様式第5号：勤務形態一覧表	
夜間看護体制加算	夜勤職員配置体制加算を算定している事業所が、施設入所支援の提供時間に看護職員を1人以上配置すること （生活支援員に代えて看護職員の配置によりサービスの提供を行った場合、更に配置人数に応じて加算）	別紙17 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-1）：算出表	不定期に看護職員が夜勤を行う場合は、算定できない
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（Ⅰ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している （Ⅱ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-1）：算出表	
地域生活移行個別支援特別加算	以下のいずれにも当てはまる ①社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ②医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。 ③支援に関係する研修を年1回以上行っていること。 ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
栄養マネジメント加算	以下のいずれにも当てはまる ①常勤の管理栄養士を1名以上配置している ②入所者ごとの栄養ケア計画を作成している ③入所者の栄養状態を定期的に記録していること ④栄養ケア計画の進捗状況評価し、当該計画を見直している	別紙14 資格証の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表	H27より栄養士の配置では、加算要件を満たさないことに注意
口腔衛生管理体制加算	・「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成し、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うこと ・入所者の口腔機能の維持・向上のため、年1回以上を目安として、定期的な歯科検診（健診）を実施することが望ましい。	入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画	
地域移行支援体制加算	前年度に施設から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる施設であること	別紙80	
障害者支援施設等感染対策向上加算	（Ⅰ）下記の要件全てを満たす場合に加算 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること ・医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加していること （Ⅱ）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること	別紙78	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30％以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎自立訓練（機能訓練）
必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
サービス管理責任者配置等加算	・共生型自立訓練（機能訓練）事業所であること ・サービス管理責任者を1名以上配置していること ・地域に貢献する活動を行っていること	別紙44	共生型のみ
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者： 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 (Ⅰ)(Ⅱ)：資格証の写し (Ⅲ)：別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している (Ⅱ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	
リハビリテーション加算	(Ⅰ)以下の要件を全て満たし、頸椎損傷による四肢の麻痺等の状態にある障害者に対して支援をした場合 (Ⅱ)以下の要件を全て満たし、(Ⅰ)以外の障害者に対して支援をした場合 ・医師、理学療法士等が共同して、利用者毎の実施計画を作成 ・実施計画に従い支援を行い、利用者の状態を定期的に記録する ・2週間～3月毎に、実施計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行う ・職員に対し、リハビリテーションの観点から、留意事項や介護の工夫等の伝達を行う	別紙10	・リハビリテーション実施計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、それをもって作成に代えることができる
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業員もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	(例外) ・要望が反映できる契約になっているか ・配達されてから、配膳するまでの衛生管理
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12-1	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業員に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
就労移行支援体制加算	サービスを受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者が、前年度において1人以上いること	別紙50 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	
ピアサポート実施加算	障害者ピアサポート研修を修了した障害者及び管理者を配置し、これらの職員により、従業員に年1回以上障害者に対する配慮等に関する研修が行われていること	別紙75	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業員を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎自立訓練（生活訓練）

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
サービス管理責任者配置等加算	・共生型自立訓練（生活訓練）事業所であること ・サービス管理責任者を1名以上配置していること ・地域に貢献する活動を行っていること	別紙44	
福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）有資格者35%以上 （Ⅱ）有資格者25%以上 （Ⅲ）常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表 （Ⅰ）（Ⅱ）：資格証の写し （Ⅲ）：別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
地域移行支援体制強化加算	地域移行支援員を、以下のとおり配置している ①宿泊型自立訓練の前年度平均利用者数を15で除して得た数以上 ②1名以上は常勤	別紙19 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	宿泊型自立訓練のみ
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（Ⅰ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している （Ⅱ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	
個別計画訓練支援加算	（Ⅱ）以下のいずれにも当てはまる ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、個別訓練実施計画を作成していること ・個別訓練実施計画に従い支援を行い、記録していること ・個別訓練実施計画の進捗を毎月評価し、必要に応じ計画を見直すこと ・施設等入所者の場合、従業者間で訓練に係る情報共有をしていること ・施設等入所者以外の場合、必要に応じ、関係する他サービス従業者に対し、訓練に係る情報を伝達していること （Ⅰ）上記に加え、以下にも当てはまる ・事業所における支援プログラム内容及び利用者の生活機能の改善状況等を評価した上で評価結果を公表していること	別紙45 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表 資格証の写し	
短期滞在加算	（Ⅰ）夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置 （Ⅱ）夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置	別紙18 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	
通勤者生活支援加算	以下の要件を全て満たすこと ①50%以上の利用者が通常の事業所に雇用されている ②職場での対人関係及び金銭の管理について、就労定着するために必要な日常生活上の支援を行う	別紙19 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	・宿泊型自立訓練のみ
地域生活移行個別支援特別加算	以下のいずれにも当てはまる ① 社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ② 支援に関係する研修を年1回以上行っていること。 ③ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
精神障害者地域移行特別加算	以下のいずれにも当てはまる ・主たる対象者に精神障害者を含む（運営規程に規定） ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等を1人以上配置 ・精神科病院退院1年以内の利用者（1年以上入院）に対して、有資格者が所定の支援を行う	別紙55 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表 運営規程 資格証の写し	
強度行動障害者地域移行特別加算	以下の要件を満たし、入所施設等を退所して1年以内の強度行動障害者が、地域で生活するために必要な支援を行った場合 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1人以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙56	
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業者もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し（例外） 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	（例外） ・要望が反映できる契約になっているか ・配達されてから、配膳するまでの衛生管理
精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した自立訓練（生活訓練）において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した （Ⅰ）夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置 （Ⅱ）夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置	別紙18 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	

夜間支援等体制加算	(Ⅰ)夜勤職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅱ)宿直職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅲ)緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保	別紙29-2 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅲ)警備会社等との契約書、連絡網	
看護職員配置加算	看護職員を常勤換算方法で1以上配置する (Ⅰ)自立訓練(生活訓練) (Ⅱ)宿泊型自立訓練	別紙20 看護師免許の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	・当該加算を算定する場合は、医療連携体制加算の対象とはならない
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12-1	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業者に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
就労移行支援体制加算	サービスを受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者が、前年度において1人以上いること	別紙50 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	
ピアサポート実施加算	障害者ピアサポート研修を修了した障害者及び管理者を配置し、これらの職員により、従業員に年1回以上障害者に対する配慮等に関する研修が行われていること	別紙75	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎就労選択支援

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 (Ⅰ)(Ⅱ)：資格証の写し (Ⅲ)：別紙7	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	ケース会議には、サービス管理責任者は必ず出席すること
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合(人数によって単位が変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅵ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う	—	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12(送迎加算)	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日、又は当日に中止の連絡があり、相談援助を行った場合、月4回を限度として加算	—	・連絡があった内容について記録する(日時、相手方、欠席する日付け、欠席理由、相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない(食材料費に対するキャンセル料を除く)
在宅時生活支援サービス加算	居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対し、利用者の居宅で支援を行った場合	—	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行うこと	—	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎就労移行支援

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	就労定着者の割合等により決まる所定の単位数を算定する	別紙47 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等) [	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している (Ⅱ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業員もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した事業所等において、精神病床に概ね1年以上入院していた退院患者等に対して、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合。	別紙18 (短期滞在及び精神障害者退院支援加算)	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
就労支援関係研修修了加算	一般就労への移行支援のための、別に厚生労働大臣が定める研修を修了し、かつ就労支援に従事するものとして1年以上の実務経験を有する者を、就労支援員として配置した場合	別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 研修修了証明書	就労定着者の割合が零である場合は算定不可
移行準備支援体制加算	(Ⅰ)前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超える事業所等において、算定対象となる利用者が100分の50以下で、職場実習等又は求職活動等を実施し、所定の基準を満たす場合、施設外支援の利用者数に応じ、加算する。	別紙24(移行準備支援体制加算(Ⅰ))	要件を確認できる書類を整備する
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12(送迎加算)	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業員に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎就労継続支援 A 型

必須書類：別記様式第 4 号、別記様式第 4 号別紙 1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	1日の平均労働時間数等により算出される評価点で決まる所定の単位数を算定する	別紙48 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（Ⅰ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している （Ⅱ）視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表	
就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6ヶ月継続して就労している者の数が、前年度において1人以上いること	別紙50 就労状況を証する書類（在職証明書原本又は給与明細書の写し（要件となる期間分）等）	
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業員もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し （例外） 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）有資格者35％以上 （Ⅱ）有資格者25％以上 （Ⅲ）常勤職員が75％以上又は、勤続3年以上が30％ ※有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表 （Ⅰ）（Ⅱ）：資格証の写し （Ⅲ）：別紙7	
重度者支援体制加算	（Ⅰ）前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の50以上の場合 （Ⅱ）前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の25以上100分の50未満の場合	別紙25（重度者支援体制加算に係る届出書） 障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し等	
賃金向上達成指導員配置加算	以下のいずれにも当てはまる ・賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置すること ・利用者のキャリアアップを図るための措置を講じていること	別紙49	
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について （Ⅰ）いずれも該当 （Ⅱ）いずれかに該当	別紙12（送迎加算）	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70％を算定
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと（開始日から3年以内の期間で算定可） ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業員に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30％以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業員を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎就労継続支援B型
必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)平均月額工賃等により決まる所定の単位数を算定する (Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)平均月額工賃等によらない一律の単位数を算定する	別紙51 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	年度途中での区分の変更は原則不可
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している (Ⅱ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	
就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6ヶ月継続して就労している者の数が、前年度において1人以上いること (Ⅰ)(Ⅱ)の基本報酬：利用定員及び平均工賃月学に応じた単位数を算定 (Ⅲ)(Ⅳ)の基本報酬：利用定員に応じた単位数を算定	別紙50-2(就労移行の状況(就労移行支援体制加算に係る届出書)) 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	
食事提供体制加算	従業員により施設内で調理し食事の提供をすること、もしくは第三者に調理業務を委託し食事の提供をする事業所で、下記全ての要件を満たすこと ・従業員もしくは外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること ・食事の提供を行った場合に利用者ごとの接触量を記録すること ・利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録すること	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 (Ⅰ)(Ⅱ)：資格証の写し (Ⅲ)：別紙7	
ピアサポート加算	以下のいずれにも該当する事業所にて算定 ・(Ⅲ)(Ⅳ)の基本報酬を算定している ・事業所の従業員として障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した以下の者をそれぞれ配置している (ア)障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 (イ)当該就労継続支援B型事業所の従業員 ・ピアサポート研修を修了した者により、事業所の従業員に対して、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること	別紙51-2 研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を終了したことを証明する書類 障害者と認められたことを証明する書類	
重度者支援体制加算	(Ⅰ)前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の50以上の場合 (Ⅱ)前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の25以上100分の50未満の場合	別紙25(重度者支援体制加算に係る届出書) 障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し等	
目標工賃達成指導員配置加算	下記全てを満たす場合 ・目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置 ・職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上 ・目標工賃達成指導員・職業指導員・生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上 ・目標工賃の達成に向けた取組を行う	別紙26(目標工賃達成指導員対象施設の配置状況) 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 当該指導員の雇用契約書等 事業所で作成済みの工賃向上計画	基本報酬(Ⅱ)及び(Ⅳ)を算定している事業所は算定不可
目標工賃達成加算	目標工賃達成指導員配置加算の対象事業所が、都道府県が作成する工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算	別紙85 事業所で作成済みの工賃向上計画	
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12(送迎加算)	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(障害者支援施設で行われる自立訓練(生活訓練)の利用者のみ) 地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、利用者を支援し、状況、内容等を記録する (運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設はさらに加算) (Ⅰ)開始日～5日目 (Ⅱ)6日目～15日目	(地域生活支援拠点等の加算を算定する場合のみ) 運営規程 別紙81	

社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと（開始日から3年以内の期間で算定可） ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業者に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	

※必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎就労定着支援

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	就労定着率等により決まる所定の単位数を算定する	別紙52、別紙53	
就労定着実績体制加算	過去6年間に就労定着支援の利用を修了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者・就労していた者の占める割合が、前年度において70%以上	別紙54	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	職場適応援助者養成研修の修了者を、就労定着支援員として配置すること	別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号（別紙1-2）：算出表 研修修了証の写し	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎自立生活援助
必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
ピアサポート加算	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定 (ア)障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 (イ)管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者	別紙70 別記様式第5号:勤務形態一覧表 障害者であること等が分かる書類 受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類	
居住支援連携体制加算	住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表した場合に算定	別紙69 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等が分かる書類	事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならない

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎共同生活援助

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 (Ⅰ)(Ⅱ)：資格証の写し (Ⅲ)：別紙7	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を40で除した数以上配置している (Ⅱ)視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上で、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員の利用者数を50で除した数以上配置している	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	
看護職員配置加算	基準上必要な員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する	別紙58 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	
夜間支援等体制加算	(Ⅰ)夜勤職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅱ)宿直職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅲ)緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保 (Ⅳ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対し、さらに夜間従事者を加配 (Ⅴ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対し、さらに夜間従事者を加配 (Ⅵ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対し、さらに宿直職員を加配	別紙27 別紙29-1 (Ⅰ)夜勤であることを証明するもの (Ⅱ)宿直であることを証明するもの (Ⅲ)警備会社等との契約書、連絡網 (Ⅳ)夜間帯に配置されていることを証明するもの、連絡体制が取れることを証明するもの (Ⅴ)夜間帯に配置されていることを証明するもの、連絡体制が取れることを証明するもの (Ⅵ)宿直であることを証明するもの	
夜勤職員加配加算	(日中サービス支援型共同生活援助のみ) 基準上必要な員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置する	別紙59 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表	日中サービス支援型共同生活援助のみ
重度障害者支援加算	(Ⅰ)以下の要件を全て満たす事業所が、該当利用者にサービス提供を行う ①生活支援員が加配されている ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修の修了者が支援計画シートを作成する ③生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修修了者の割合が20%以上であること (Ⅱ)以下の要件を全て満たす事業所が、該当利用者にサービス提供を行う ①生活支援員が加配されている ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であり、支援計画シートを作成する ③生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修修了者の割合が20%以上であること	別紙37-1 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し) 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 利用者が当該加算の対象者に該当していることが分かる書類	共同生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助のみ
医療ケア対応加算	看護職員を常勤換算方法で1以上配置しており、スコア表に掲げる医療行為を必要とする状態である者に対して支援を提供	別紙73 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 医療行為を必要とする状態であることを証明する書類	
地域生活移行個別支援特別加算	以下のいずれにも当てはまる ① 社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ② 支援に関係する研修を年1回以上行っていること。 ③ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
精神障害者地域移行特別加算	以下のいずれにも当てはまる ・主たる対象者に精神障害者を含む(運営規程に規定) ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等を1人以上配置 ・精神科病院退院1年以内の利用者(1年以上入院)に対して、有資格者が所定の支援を行う	別紙55 別記様式第5号：勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2)：算出表 運営規程 資格証の写し	

強度行動障害者地域移行特別加算	以下の要件を満たし、入所施設等を退所して1年以内の強度行動障害者が、地域で生活するために必要な支援を行った場合 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙56	
強度行動障害者体験利用加算	以下の要件を満たした上で、該当利用者が体験利用をする際に算定 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙71 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う(4時間未満:人数によって単位変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅵ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う (Ⅶ)事業所に看護師を配置し、利用者に対する日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備する	(Ⅶ)を算定する場合のみ 別紙35 看護師免許又は契約書等の写し 重度化した場合の対応に関する指針	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること
通勤者生活支援加算	以下の要件を全て満たすこと ①50%以上の利用者が通常の事業所に雇用されている ②職場での対人関係及び金銭の管理について、就労定着するために必要な日常生活上の支援を行う	別紙19	
人員配置体制加算	介護サービス包括型 (Ⅰ)12:1 (Ⅱ)30:1 (Ⅲ)12:1 (Ⅳ)30:1 ※(Ⅲ)及び(Ⅳ)は個人単位特例 日中支援サービス支援型 (Ⅴ)7.5:1 (Ⅵ)20:1 (Ⅶ)7.5:1 (Ⅷ)20:1 (Ⅷ)7.5:1 (Ⅷ):20:1 (Ⅸ)7.5:1 (Ⅹ)20:1 (Ⅺ)7.5:1 (Ⅻ)20:1 ※(Ⅶ)及び(Ⅷ)は日中同居以外 ※(Ⅸ)及び(Ⅹ)は個人単位特例 ※(Ⅺ)及び(Ⅻ)は個人単位特例、日中同居以外 外部サービス利用型 (ⅩⅢ)12:1 (ⅩⅣ)30:1	別紙79	
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有す利用者が全体の利用者数の30%以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算	別紙76 研修修了証の写し	
ピアサポート実施加算	障害者ピアサポート研修を修了した障害者及び管理者を配置し、これらの職員により、従業員に年1回以上障害者に対する配慮等に関する研修が行われていること	別紙75	
障害者支援施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)下記の要件全てを満たす場合に加算 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること ・医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加していること (Ⅱ)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること	別紙78	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎地域移行支援

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	(Ⅰ)以下の要件を満たしている事業者 (ア)社会福祉士、精神保健福祉士又はこれに準ずる者の配置 (イ)前年度に利用者が1人以上地域移行していること (ウ)精神科病院等と緊密な連携体制を確保していること (Ⅱ)(Ⅰ)のア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において算定 (Ⅲ)(Ⅰ)(Ⅱ)以外の事業者	((Ⅰ)を算定する場合) 別紙60	
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定 (ア)障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 (イ)指定地域移行支援従事者として従事する者	別紙70 別記様式第5号：勤務形態一覧表 障害者であること等が分かる書類 受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類	
障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供する (Ⅰ)1～5日目 (Ⅱ)6～15日目 (地域生活支援拠点の場合、さらに加算)	(地域生活支援拠点として届け出る場合) 運営規程 別紙80	
居住支援連携体制加算	住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表した場合に算定	別紙69 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等が分かる書類	事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならない

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

◎地域定着支援

必須書類：別記様式第4号、別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定 (ア) 障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 (イ) 指定地域移行支援従事者として従事する者	別紙70 別記様式第5号：勤務形態一覧表 障害者であること等が分かる書類 受講した研修の実施要綱、カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類	
居住支援連携体制加算	住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表した場合に算定	別紙69 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等が分かる書類	事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならない

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。